

## 第5部 産業廃棄物

### 第1章 産業廃棄物

#### 第1節 概況

廃棄物処理法は、一般廃棄物の処理に関しては、市町村がその包括的責任と権限を有することとする一方で、産業廃棄物については、事業者によるその処理責任があることを規定している。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類や汚泥、廃油、金属くず等、政令に定める20種類の廃棄物をいい、また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものについては、特別管理産業廃棄物と位置づけられている。それらの処理方法等については、政令及び省令に詳細な規定が定められている。

なお、近年の産業廃棄物を取り巻く諸問題に対応し、その適正処理を一層推進するため、事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する際の基準を厳格化するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の導入による事業者責任の強化を図る一方で、処理業者及び施設設置者に対しては、産業廃棄物処理基準や産業廃棄物処理施設の構造基準を強化することにより適正処理の推進を図るとともに、不法投棄等の不適正処理に対する罰則の強化を図るなど、法令等の改正が頻繁に行われている。平成29年にも廃棄物処理法の一部改正が行われ、「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」については、「業の許可証」・「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」などにその事項を記載することが義務付けられた。

本市では、平成10年4月1日の中核市移行に伴い産業廃棄物に係る事務が宮崎県から移譲され、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置の許可事務等を行っている。

その他、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この章において「自動車リサイクル法」という。）の施行により、フロン類等による地球温暖化を防止するとともに、使用済自動車の処分に伴い発生する自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の適正処理や自動車部品の再生利用等が促進されることとなった。また、同法に基づく引取業、フロン類回収業の登録事務、解体業及び破碎業の許可事務を通して、適正なりサイクルの推進に努めている。

#### 第2節 産業廃棄物処理業の許可

本市の区域内で産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に対して、廃棄物処理法の定めるところにより許可事務を行っている。

なお、平成23年4月1日からは、政令改正に伴う収集運搬業許可の合理化により、収集運搬許可事務は県が行うこととされた。（一部の場合を除く。）

1 産業廃棄物処理業の許可の状況（令和6年4月1日現在）

単位：事業者

業の区分等		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	積替え・保管あり	41	4
	積替え・保管なし	2	0
	小計	43	4
処 分 業	中間処理	56	3
	最終処分	3	0
	中間処理・最終処分	6	0
	小計	65	3
計		108	7

2 産業廃棄物処理業の申請件数

単位：件

申請の種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業廃棄物 収集運搬業許可	新規	2	0	1
	更新	14	4	9
	変更	0	3	0
特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可	新規	0	0	0
	更新	1	0	2
	変更	0	0	0
産業廃棄物 処分業許可	新規	2	3	2
	更新	8	14	11
	変更	1	1	1
特別管理産業廃棄物 処分業許可	新規	0	0	0
	更新	0	0	2
	変更	0	0	0
計		28	25	28

## 3 産業廃棄物処理業者における処理実績

本市内の産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場で処理された産業廃棄物の量は次の表（令和5年度環境省「産業廃棄物の広域移動量調査」より）のとおりである。

## (1) 産業廃棄物の種類別処理実績

(令和4年度実績)

産業廃棄物の種類	中間処理		最終処分		計	
	処理量 (t)	割合 (%)	処理量 (t)	割合 (%)	処理量 (t)	割合 (%)
がれき類	205,722	52.64	9,677	14.21	215,399	46.94
汚泥	80,408	20.58	543	0.80	80,951	17.64
木くず	32,299	8.27	0	0	32,299	7.04
廃プラスチック類	18,180	4.65	25,371	37.25	43,550	9.49
金属くず	2,421	0.62	1,557	2.29	3,979	0.87
動植物性残さ	4,302	1.10	0	0	4,302	0.94
紙くず	1,974	0.51	0	0	1,974	0.43
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	14,301	3.66	20,887	30.66	35,188	7.67
燃え殻	4,965	1.27	0	0	4,965	1.08
感染性廃棄物	1,613	0.41	0	0	1,613	0.35
動物のふん尿	2,728	0.70	0	0	2,728	0.59
廃油	2,942	0.75	0	0	2,942	0.64
ゴムくず	0	0	226	0.33	226	0.05
繊維くず	377	0.10	0	0	377	0.08
廃酸	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	4,676	1.20	0	0	4,676	1.02
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0
鋳さい	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0
ばいじん	13,076	3.35	0	0	13,076	2.85
混合廃棄物	793	0.20	9,848	14.46	10,641	2.32
自動車シュレッダーダスト	0	0	0	0	0	0
蛍光管	0	0	0	0	0	0
乾電池	0	0	0	0	0	0
総量	390,779	-	68,114	-	458,893	-

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 発生元別処理実績

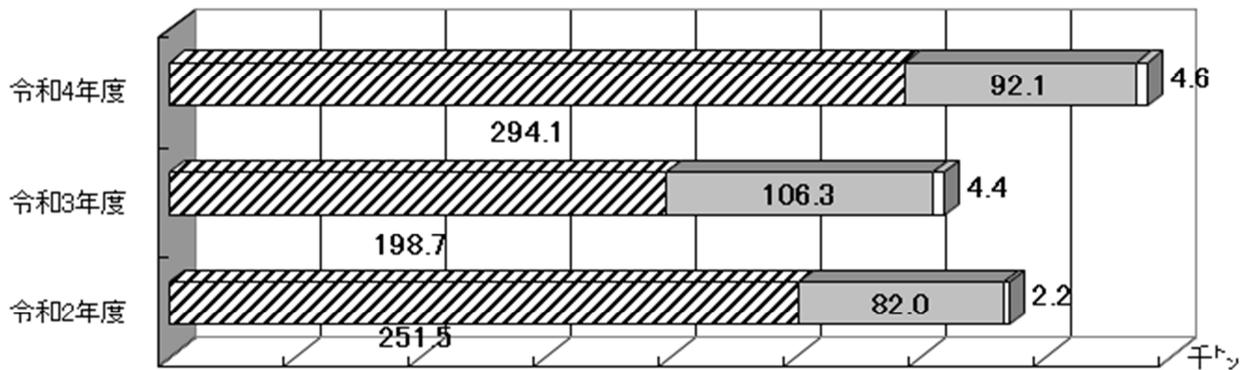
ア 中間処理の実績

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮崎市内で発生した量	251,492	198,685	294,113
宮崎市外から搬入された量(県内)	82,034	106,306	92,064
宮崎市外から搬入された量(県外)	2,224	4,434	4,602
宮崎市内処理量計	335,751	309,425	390,779

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

中間処理の実績



■ 宮崎市内で発生した量 ■ 宮崎市外から搬入された量(県内) □ 宮崎市外から搬入された量(県外)

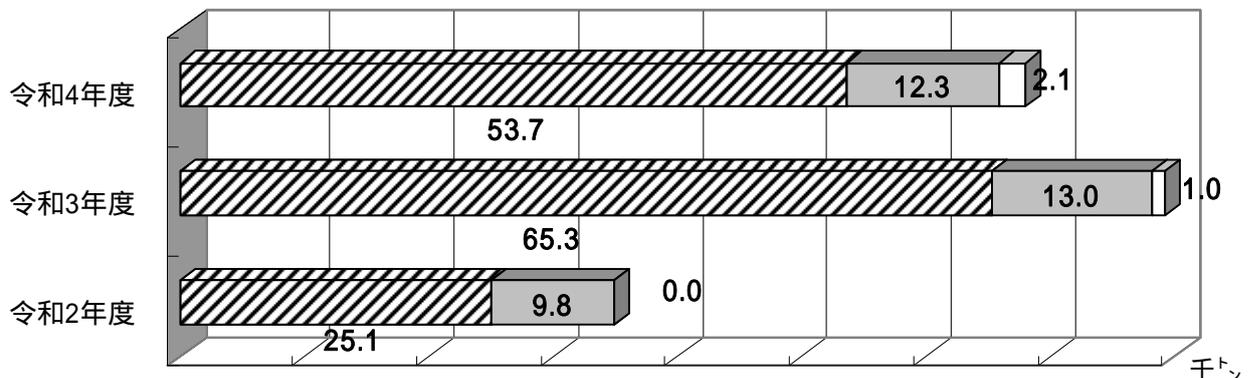
イ 最終処分の実績

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮崎市内で発生した量	25,087	65,342	53,689
宮崎市外から搬入された量(県内)	9,833	12,973	12,333
宮崎市外から搬入された量(県外)	0	965	2,092
宮崎市内処理量計	34,921	79,280	68,114

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

最終処分の実績



■ 宮崎市内で発生した量 ■ 宮崎市外から搬入された量(県内) □ 宮崎市外から搬入された量(県外)

## 第3節 産業廃棄物処理施設の設置の許可

本市の区域内で産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分を行う者のうち、廃棄物処理法で定める一定規模（処理能力）を超える施設の設置者に対して、同法の定めるところにより産業廃棄物処理施設設置に関する許可事務を行っている。

## 1 中間処理施設の設置許可状況

(令和6年4月1日現在)

施設の種類	規模 (処理能力)	件数(施設数)		
		処理業者	事業者	計
汚泥の脱水施設	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	5	3	8
汚泥の焼却施設	5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200 kg/時以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	1	0	1
廃油の焼却施設	1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200 kg/時以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	1	0	1
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	7	0	7
廃プラスチック類の焼却施設	100 kg/日を超えるもの 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	1	0	1
木くず・がれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	56	1	57
廃酸・廃アルカリの中和施設	50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	4	2	6
上記以外の焼却施設	200 kg/時以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	1	0	1
計		76	6	82

の焼却施設はすべて同じ施設であるため、実施設数は1施設。

木くず・がれき類の破碎施設のうち4施設は廃プラスチック類の破碎施設と同施設であるため、破碎施設の実施設数は60施設。

本市における実施設数は75施設。

## 2 最終処分場の設置許可件数及び残余容量

(m<sup>3</sup>)

施設の種類	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	件数	残余容量	件数	残余容量	件数	残余容量
安定型最終処分場	10	1,267,629	11	1,374,490	11	1,275,436
管理型最終処分場	0	0	0	0	0	0
遮断型最終処分場	0	0	0	0	0	0
合計	10	1,267,629	11	1,374,490	11	1,275,436

3 産業廃棄物処理施設設置に係る申請件数

単位：件

申請の種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設設置許可 (廃棄物処理法第15条 第4項施設)	新規	0	1	0
	変更	0	0	0
施設設置許可 (上記以外の施設)	新規	2	6	1
	変更	0	0	0
施設譲受・借受許可		0	0	0
施設合併・分割認可		0	0	0
計		2	7	1

第4節 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

本市の区域内で使用済み自動車の引取り、解体等を行う者は、自動車リサイクル法の定めるところにより、引取業、フロン類回収業の登録又は解体業、破砕業の許可を要し、登録・許可状況は以下のとおりとなっている。

1 自動車リサイクル法登録・許可業者の状況

(令和6年3月末現在)

登録・許可の区分	引取業 (登録)	フロン類回収業 (登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)	計
事業者数	51	23	6	3	83

2 自動車リサイクル法登録・許可の申請件数

単位：件

申請の種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
引取業登録	新規	3	1	2
	更新	3	26	2
フロン類 回収業登録	新規	1	2	2
	更新	1	13	2
解体業許可	新規	0	0	1
	更新	1	0	1
破砕業許可	新規	0	0	0
	更新	0	0	0
計		9	42	10

## 第5節 産業廃棄物管理票交付等状況報告

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況等を自ら把握するとともに、排出事業者の責任を明確にすることを目的としている。産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、排出事業者にその交付を義務付けている。また、マニフェスト交付者は当該マニフェストに関する報告書を作成し、提出しなければならない。

本市においては、本市の区域内で排出した産業廃棄物に係るマニフェストを交付した事業者に対し、毎年6月30日までに、前年度一年間に交付したマニフェストに関する産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を求め、提出された報告書から、適正な処理を行っているか等について確認を行っている。

現在、市広報紙への掲載や一般社団法人宮崎県産業資源循環協会等に協力を求め、事業者への周知を行っているところである。

なお、電子マニフェスト制度を利用している場合は、報告書の提出は不要となっている。

## 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出状況

	令和3年度 (令和2年度実績)	令和4年度 (令和3年度実績)	令和5年度 (令和4年度実績)
事業所数	2,452	2,164	1,176

## 2 電子マニフェストの登録状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	2,113	2,257	2,419

## 電子マニフェスト

複写式の紙マニフェストではなく、インターネットを利用したマニフェストのことで、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが情報処理センターにデータを送信する仕組み。

第6節 産業廃棄物多量排出事業場の減量その他処理に関する計画等

平成13年から、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対して廃棄物処理法の規定に基づき、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出及び当該計画の実施の状況についての報告を求め、提出された計画書及び実施状況の報告書を宮崎市のホームページにて公表している。

産業廃棄物処理計画書提出状況

単位：事業者

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業廃棄物多量排出事業者 (年間排出量1,000トン以上)	41	45	49
特別管理産業廃棄物多量排出事業者 (年間排出量50トン以上)	13	13	13